

第3回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

開催日時 令和7年7月3日（木）午後2時00分～4時00分
会 場 防府市役所本館2階 共用会議室2A・2B
出席委員 6人（欠席2人）
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

- ① 防府市の参画の取組についての検証
- ② 防府市の協働の取組についての検証

○ 事務局

皆様おそろいになりましたので、只今から「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」の第3回会議を開催します。

まず始めに、防府市社会福祉協議会の秋里委員ですが、4月の人事異動により異動となりました。後任として、防府市社会福祉協議会より松田事務局長の推薦をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

防府市社会福祉協議会 事務局長 松田委員です。 よろしく願いいたします。

防府市参画及び協働の推進に関する条例施行規則第6条第2項の規定により本協議会成立を報告。
防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条第4項に基づき協議会を公開とする旨を確認。
配布資料の確認。

○ 委員長

次第に入る前に今年度の協議会のスケジュールについて説明をお願いします。

○ 事務局

今年度は3回の会議開催を予定しています。

本日の第3回会議では主に昨年度、市が取り組んだ参画の手法と協働による事業についてご説明し、委員の皆様には、市の取り組みに対するご意見や改善点などについて、ご協議いただきます。

次回、第4回目では、2年間の協議内容をもとに作成する意見書について、事務局の案をお示しして、それについてご協議をいただきます。また、協働事業提案制度の見直しについて、ご協議いただきたいと思います。

最後の第5回目では、4回目でいただいた意見を反映させた意見書についての協議をしていただく予定としております。

今年度の協議会のスケジュールについては以上です。

○ 委員長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございませんか。

○ A 委員

今回の資料が届いたのが3日前で、次回は資料を相当読み込まないといけないような議題になっていると思いますので、なるべく早めに資料の送付をお願いしたいと思います。

○ 事務局

今回は資料の送付が遅れてしまい申し訳ございませんでした。次回につきましては、早めに皆様の手元に届くようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 委員長

それでは次に、次第2の①防府市の参画の取組についての検証に入りたいと思います。事務局から資料等の説明をお願いします。

○ 事務局

※配布資料「参画の手法実施状況総括表」「パブリックコメント実施状況」「審議会等の運営状況」「その他の参画の手法実施状況」「複数の参画手法の実施状況」等について説明。

○ 委員長

それでは、次第の1 防府市の参画の取組について、委員の皆様からご意見等を伺ってまいります。

○ B 委員

「3. 審議会等の運営状況」の会議録の作成についてですが、令和5年9月5.4%、令和6年9月7.2%とありますが、私が現役で仕事をしているときは、会議録がない会議は何のためにやったのか必要性があったのかとよく言われていました。会議がありましたよってということも会議録が残せるのではないかと思いますのですが。

○ 事務局

会議録を作成していない会議につきましては、書面を各担当者に回して記録をしてもらう書面会議なので会議録を作成していません。

○ B 委員

そういう回覧で行った場合でも、記録は残すべきではないでしょうか。「会議を行いました」それだけでもいいのではないかと思います。

○ 事務局

ここであげています会議録の作成は、実際に会議を開いた時の会議録でして、今、委員が言われたように、書面決議をしたものについては、別の形で文書としては残しております。

○ B 委員

文書としては残っているのですね。わかりました。私らのときには、会議録がない会議はそれが本当に必要なのか、よく言われていました。それと議事録も3日以内には絶対出せると、そういうふうな教えを受けていました。

○ A 委員

関連してですが、「防府市審議会等の運営状況」を見ると、会議録がなかったのは、1件は集合型以外となっているので、書面会議とわかるのですが、もう1件は集合型で会議行われていると思うのですが。

○ 事務局

確認させていただきたいと思います。

○ 委員長

審議会の名称からすると、会議の内容がかなりセンシティブな内容だと思うのですが。

○ 事務局

一応、そのような内容ですので、会議録は公開できないとなっているのですが、会議録作成につきましては、担当部署に確認したいと思います。

○ 委員長

会議の内規として、会議録を残さなくなったときに、この協議会から残すべきだと言うかどうかですが。皆さんいかがですか。

○ C 委員

1つ目の方は要綱に「持ち回りにより審査し、議決にかえることができる」とあるので、会議録は残っていないかもしれませんが、2つ目の会議の設置要綱を見ると、検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによってなっていて、会議の議決は過半数で決まるとなっているのに、会議録がないのはおかしいのではないかと思います。「防府市参画及び協働の推進に関する条例」では、会議の会議録は作りなさい、ただし、公開するかは市の判断なので、それはいいのですが。会議録を作成するかしないかは条例で決まっているので、作成していない理由がはっきりしなくてはいけないのではないかと思います。

○ 事務局

担当部署から調査して出てきたものを一覧表に載せているのですが、こちらの確認ミスかもしれません。確かに言われたように会議録を作成するのが正しいと思いますので、担当課の方にもう一度確認し、その理由が分かればまたお知らせしたいと思います。

○ 委員長

その他何かございませんか。

○ C委員

パブリックコメントについてですが、新しい条例を制定するときは意見が出ているのですが、計画についての意見は出ていません。そのことについて、平成28年度からの協議会の意見書を確認してみたら、計画等の分かりやすい概要書をつけてみてはどうかとの意見がありました。しかし、令和6年に実施された「こども計画」は全く新しい制度でして、今までなかったものを全く新しく作るので、読もうとしたのですが、随分厚く、概要もないので途中で諦めました。おそらくそういう方がいらっしゃると思います。前にも意見書として出ていますが、今回もパブリックコメントについて概要書をつけることを、きちんとお願いをした方がいいのではないかと思います、申し上げました。

○ 委員長

パブリックコメントについて、その他何かありませんか。

○ A委員

12ページの「パブリックコメント実施一覧表」の右側【公表方法】ですが、より多くの人の目についているかどうか気になるのですが、この方法以外に例えば、回覧板に差し込むとすればより多くの人の目につくのではないのでしょうか。意見募集のやり方、本当に必要な市民にパブリックコメントをすることが伝わっているのかが疑問になりました。

○ 委員長

広報の仕方について、A委員、C委員からご指摘がありました、全く同じことを考えていました。似たような意見は何年も同じことが出ている。これはそれを踏まえると、この協議会の存在意義そのものがあまりない。つまり何年も何年も同じ指摘をしているのに、全く変わらない。何のためにここに集まっているのか、防府市がどのくらいこのパブリックコメントに対して意見を求めているかっていう意識に関わってくる。これは相当私たちのこの協議会の由々しき事態と考えています。少し振り返ってみますと、去年の8月28日に第1回の協議会があったのですが、議事録を見てみますと、概要がついていないから作るべきだとの意見があり、8月以降に出てきたパブリックコメントの「こども計画」はつけることができたのではないかと。令和7年度の「防府市手話言語条例」については評価すべきではあります。また、昨年度に出している意見書の中で、SNSなどを使用した広報の仕方も考えるべきだとの意見については、準備中と回答をもらったが、これについては全然進んでいないように感じるのですが。

○ C委員

おそらくそれはLINEを使って情報発信をしようと考えているのではないかと思います。また、過去からの意見書を見てみますと、私が言っていることは、過去からみんな言われていることがわかり、過去から同じことを言われているにも関わらず改められていないことを再認識しました。せっかくこのような協議会を開いて結論的なものを導いているので、いろいろと取組はしたけれども、結果として出ませんでしたというような回答ならいいのですが、回答がないままに、やったかやらなかったかわからないというような現状はよくないと思います。

○ 事務局

貴重なご意見ありがとうございます。この協議会が無駄なものにならないように、真摯に取り組みたいと思います。

○ 委員長

他はいかがでしょうか。

○ C委員

パブリックコメントについてですが、タイミング的にまとまった後に意見募集となるので、我々市民の立場から言うと、計画まで読んで、意見を出しても反映されないのかなと。新しい条例などでは今後の運用の中で考慮してやっていきますと具体的な回答をいただくことが多い。その辺でパブリックコメントを出しづらいのかなと思います。それと、古いパブリックコメントはある程度年数がたつとホームページから消えてしまいます。意見があったものについては、その計画について、自分が意見を出すときに、どのように意見を出せばいいか考える人もいると思いますので、残していただきたい。

○ 事務局

パブリックコメントのホームページでの掲載についてですが、一応3年という規定を設けて、3年間は残すように各部署に通達はしています。先ほどSNS等でパブリックコメントを発信していくようにとのことでしたが、実施マニュアルには任意ではありますが、SNSについても表記しております。この度「防府市手話言語条例」のパブリックコメントはYou Tubeで発信しています。今後はこういった取り組みを増やすよう、こちらから文書等で働きかけていきたいと考えています。

○ 委員長

「防府市手話言語条例」のYou Tubeは、私も拝見しましたが、手話を使われる方々ということで、手話を交えながら条例を読み上げていっていましたが、今回は条例が短いので可能だったと思うのですが、それでも動画があったのはよかったと思います。ただ、このやり方だと何十ページもあるものでは絶対無理なので、概要をもっと充実させるとかそのようなことを考えられると思います。動画をするのであれば、お金もかかりますし、シナリオは誰が作成するのかといった問題もあって難しい。ほんとに市民に意見を求めているのであれば、やり方を変えていかないと法律に詳しい人でないと読み込めないぐらいの内容や言葉使いなので、これで市民に意見を求めるのは無理があると思います。パブリックコメントを活用しようと思っているのであれば、碎いたやり方をしていくのは重要なのではないかと。そういう意味では概要は分かりやすい概要にするのは大事だと思います。

○ C委員

もう一つ市の方でやってほしいのは、寄せられた意見の情報の入手方法はどこかを調べる必要があるのではないかと思います。ホームページとか市広報とかいろいろとちらばっていれば、それなりにいいと思うのですが、限られているのであればどのようにして広めていくかを考えないとい

けないと思います。

○ 委員長

現実問題として、市民全員に関係する生活に密着したものではないので、限られた人しか見ないし、意識もしないという現実問題があるのですが、だからこそ効果的にある層の人たちに必ず届けることが第一段階だと思います。それでいいというわけではなく、その後にもう少し浸透を考えないといけませんが、まずは、市政に意識のある方々にしっかり届くというのが第一段階として重要だと思います。

○ D委員

市民活動支援センターにもパブリックコメントを情報として出していますが、見られる方は少ないです。興味を示される方や聞いて下さる方にはお知らせをするのですが、パブリックコメントが出た時点でもう大体決まっていて、決まる前に今から市がこういうふうに変わっていくとかそういう情報を市から出していただければと思います。若い世代が自分たちの周りのことに興味をなくしているので、まずはそこからではないかと思います。市がどう動いているとか自分たちの周りの地区がどう動いているとか結構無関心な方たちが多いので、まずそこに関心を向けてもらわないと、パブリックコメントを見てくださいと言ってもよくわからないと思います。

○ C委員

参画のあり方はいろいろな方法があるのですが、「市長への提言」要するに何でも意見を言えますというのがありますが、これは令和6年度は0件です。全然なかった。この理由はおそらくその前の提言がホームページには全部消されて、全く残っていない。我々が意見を出すときに過去にどのような意見があったか確認して出しています。ただ、関心が薄れてきて、「市長への提言」にも出なくなった。パブリックコメントになるとまた難しくなると考えられる。パブリックコメントってそんなに難しくなく、意見が出たものに関して、どのように回答しているかももう少しわかりやすく、市民の方に説明する方法を考えていかないといけないと思いました。

○ 委員長

これについても前から指摘されたことではありますので、パブリックコメントに至る前の段階として、それは自分のことだと市民の方に理解していただく仕組みづくりを考えていくことが大事かもしれません。

○ C委員

審議会の委員についてですが、審議会で審議するサイクルと委員の任期のサイクルがあってない審議会があります。例えば、審議会は3年に1回開催されるのですが、委員の任期は2年。そうすると委員に任命されても、全く審議に携わらないで任期が終わってしまう。特に開かれていない審議会は、このような状況があると思います。委員に任命されているのに審議会が1度も開かれなとなると、団体から推薦された人や公募で応募して下さった人に対して、失礼に当たると思うので、委員を選定するときに、例えば審議会の開催の半年前に募集するとかそのような配慮が必要なのではないでしょうか。また、審議会によってはオンライン会議で開催することを前提として行

う方法もあるのではないのでしょうか。

○ 委員長

本当にこの審議会が必要なのかも含めて、どのような体制で臨むのがふさわしいか、審議会の開催方法も含めて検討すべきなのかもしれません。

では、次第2 防府市の協働の取組について 事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

※配布資料「協働による事業の実施状況総括表」について説明。

○ A 委員

協働事業提案制度についてですが、本当に必要としている人がいなかったのか、あるいは必要としている人のところまで情報が届いていなかったのかがすごく気になりました。説明会に参加された方がどのような考えになったか、なぜ申し込みをしなかったか、追跡調査をしていくと、何が難しいのか、何が足らなかったのかがある程度見えてくるのではないのでしょうか。

○ 事務局

制度説明会の時にアンケートを取っていますので、参加団体などの記録は残っていますが、追跡調査までには至っていません。

○ 委員長

参加団体が活動までに至らなかったことについて、どこに問題があるか把握はしていますか。

○ 事務局

参加団体からは、スケジュールについて、今年度申し込んでも実施は来年度になり、間が空きすぎるから難しいという話は聞いています。

○ 委員長

この制度の理念としては素晴らしいと思うのですが、活用されないとなると誰にとっても幸せではないので、少し考えないといけないと思います。

○ 事務局

その辺も含めまして、今、提案制度の見直しを進めています。

○ C 委員

提案制度が運用されていないのは、やはり根本的な何か原因があり、そのことについては本当に真剣に考えていかないといけない。提案が出てこないのは、逆に、その活動を募集するのではなくて、アイデアを募集するといいのではないか。実際にこのようなやり方をされている自治体もあるようです。かなり詳しいアイデアを市の方に提出して、それを今度は市が実施する団体を募集するというのも1つなのではないのでしょうか。また、例えば、団体によっては活動する場所がないので

場所を提供できるような仕組みを作るのも1つのやり方だと思います。いろいろな活動に対する補助金にとどめず、この提案制度をもう少し広げて進めていくことも考えられるのかなと思います。

○ D委員

提案制度ですが、なかなか市と一緒にすることが難しく、市の方から今こういうところで人が足りていないから、どこかできる団体さんとか企業とかないですかと提案してもらった方が、おそらく市民や企業はやりやすい。また、団体等と一緒にやりましょうと投げかけても、まず、人件費が出ないことがネックであって、講師を呼んだり、講師の交通費などに使用できても、一番動くのは、その団体の中の人なので、提案制度の仕組みも考える必要があるのではないかと思います。市民活動支援センターから市民活動団体に必ずお声掛けをしてはいるのですが、敷居が高く感じているようです。

○ 委員長

その他に協働の取組について、ご意見はありますか

○ D委員

例えば山口市はコミュニティセンターで地域の方と行政の方がどうやって地域を盛り上げるかっていうのを、大学生を交えて行っているのですが、防府市はそれが少し少なく感じます。だから市民の人たちが、市に関してとか自分のコミュニティをどのように考えようとかを皆さんと一緒に考えていただく、そういう意味では学校の運営協議会と公民館が一緒になって子供たちも入れて、自分たちの市とか自治会を考えると必要なのではないかと思います。そこにこの協働参画が入ったりするのも面白いのではないかと、色々な他市を見ながら、よそのいいところは参考にしながら行っていくのも必要なのではないかと思います。

○ 委員長

他はよろしいでしょうか。

1点だけ、今回の資料の1ページ目の「1. 令和5・6年度参画の手法実施状況総括表」について、令和5年、令和6年の2年分の数値が載せてありますが、過去からの推移を見るためにも、5年分を載せることは可能でしょうか。

○ 事務局

次回の資料からそのようにします。

○ 委員長

では、防府市の協働の取組についての検証についてはここまでといたします。事務局から何かありますか。

○ 事務局

先ほどから提案制度について、いろいろとご意見をいただきましたけれど、そちらについては、前回のスケジュールの見直し案のご意見も含めまして、提案制度の見直しについては、次回の協議

会でお示ししたいと思っています。また、協働事業提案制度ですが、前回ご説明いたしましたが、令和3年度から令和6年度まで実施された事業はありません。今年度の令和7年度につきましても、市の広報やホームページ、あとラジオに出演して呼びかけとかいろいろ行い、市民活動支援センターの方でも、いろいろ呼びかけを行っていただきましたが、令和7年度につきましても提案はございませんでした。以上、報告となっています。

○ 委員長

今の事務局からの説明で何か質問はありますか。

○ E委員

協働事業提案制度については、令和3年度から実績がないとのことですが、何かそういったもので制度ではないけど何か民間の団体さんだとか一緒に何か行っている事業とかはないのですか。

○ 事務局

前回の協議会で、市が多く事業を行っているので、提案が少ないのではないかと意見をいただいていたので、どのような事業があるか確認しました。提案制度を活用せず市と団体が一緒になって取り組んでいるのは、具体的には、昨年度から実施している防府医師会からの提案で、夜間に自宅にいながら受診できる「オンライン診療」や、令和7年度では、商工会議所からの提案で、まちなかの賑わい創出を図るための「もちまきのまちほうふ」推進事業を行っています。その他に、市からの提案で、市民活動支援センターにも関わっていただいたのですが、「明るい選挙啓発イベント（防府ゆるキャラ選挙）の実施」などがあります。令和6年度では、合計で35件ありました。

○ E委員

C委員も言われていました協働のあり方や考え方ですが、提案制度を利用しなくても実際は行われており、それが実績としてあがってきていなかったりして、協働という形や考え方、分類の仕方などいろいろとあるので、提案制度も考える余地はあるのではないかと思います。

○ A委員

協働という事に関して、職員の方はきちんと理解をされているのですか？理解されていないのであれば、協働について教育が必要なのではないでしょうか。

○ 事務局

各部署に協働推進員が1名います。そちらの方には研修を年に2回行っています。協働推進委員も固定の人がならないように、ローテーションするように各部署にお願いはしています。

○ A委員

協働について、職員が理解されている感覚はありますか。

○ 事務局

年に数件ほど、質問でこれは協働で出来ないかという相談がありますので、全く理解できていないというわけではないと思います。

○ A 委員

協働の基本的な考え方について、もう１度研修等を行ったらいいのではないのでしょうか。そうすると、情報が上がってこないとかが少なくなるのではないかと思います。

○ 事務局

全職員になるとどのような方法がいいのか検討して、協働がよく浸透するようにしたいと思います。

○ C 委員

本来、市が行うことを、地域の市民の方と一緒にいうという２つの方法があったときに、市の担当者の内部評価としては、どちらを選択されても同様の評価を得られる仕組みにしておかないと、担当者も評価が高いほうを行うと思うので、仕組みを考える必要があると思います。

○ 委員長

このような話を伺っていると、結局、優先度が高い政策だと市が単独で動くことができますし、一般の方々も単独で行うことができる。提案制度は少し微妙な制度だという気はします。行政では行うことができなかったところを一緒になって行うのが本来の趣旨だと思うのですが、かなり理想が高かった。だからこそいい制度なのですが、なかなか提案が出ないとなると、その仕組みのアイデアを出すところが大事なのかなと思います。

○ 事務局

協働提案制度についてもいろいろと、この委員会でご意見をいただいているので、前回いただいたご意見と今日いただいたご意見を参考にしながら、また、先ほど言われた協働という形もいろいろとあるのではないかとこの事も参考に、次回、案をお示しできるように検討していきたいと思っています。

○ C 委員

協働事業提案制度の説明会資料ですが、該当する要件をいっぱい並べるのではなく、該当しない要件を並べると、もっとわかりやすくなるのではないのでしょうか。わかりやすくなると説明会を聞いてみようと思う人も増えてくると思います。発想を変換して考える必要があるのではないかと思います。

○ 委員長

一般市民の感覚からすると文字が多いとそれだけ読みにくくなりますので、見せ方としては、実際に可能かどうかは置いておいて、そのような発想の中で柔軟に考えていかないと、制度疲労もかなり行きつくところまできているかなという印象がありますので、せっかくいい制度なので、もう少し活用出来たらいいなと思います。

その他いかがでしょうか

○ C委員

次回以降に、意見書について議論すると思うのですが、できれば過去の意見書を委員の皆様にお配りすると、過去にどのような意見が出されて、それが反映されたかどうか確認できるので、事前に配布していただきたい。

事務局に確認ですが、意見書に載せる意見の範囲がどこまで及ぶかですが、条例を変えるところはないと思うのですが、条例の解説書の部分であるとか、その1つ上の条例、自治基本条例の記載部分についても、参画と協働の部分の意見が出せるのでしょうか。

○ 事務局

自治基本条例につきましては、自治基本条例推進協議会のほうで今お諮りしております。この協議会におきましては、あくまでも防府市の参画及び協働の推進に関することについて意見書をいただきたいと考えています。

○ 委員長

基本的には、これまでの協議会の中の過去の議論をベースに意見書を出すようになります。もし、入れるとなると、事務局の方から出してもらった議題の議論しかしていないので、そこに問題があるのご指摘ならば、委員の方からこのようなことも次回ディスカッションをするべきだと言えば、受けていただけるのですか。

○ C委員

自治基本条例の解説に記載されている内容が、参画及び協働の推進に関する条例の解説に記載がないものがある。例えば「市長への提言」で、最近は提言が出ていないので、活用するようにしたらどうかなどを、意見書で言えるのか言えないのかを確認しておきたい。今まで参画と協働の中で意見書として出されていない部分を新しいものとして、そのような意見を出していいのかわかを教えてください。

○ 委員長

条例以上のことは難しいかもしれませんが。条例を受けての委員会となっていますので。今回の委員会は難しいかもしれませんが、次回の委員会の設置の際に考えていただくのがいいかもしれません。この協議会もこれまで通りメニューに従って議論するだけではなく、もう1歩踏み込んでいくのも必要なかもしれません。

他に何かありますでしょうか。ないようでしたら進行を事務局へお返しします。

○ 事務局

いろいろなご意見ありがとうございました。次回の開催の日程ですが、9月下旬から10月上旬を予定しております。また、次回開催の日程は後日調整させていただきますのでまた皆様にご連絡いたします。あと本日の協議会の会議録は事務局で作成した後、皆様に連絡して、内容を確認していただいた上で個人情報に触れない範囲で市のホームページで公開したいと思っております。皆さん本日お忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございました。また貴重なご意見いただきましてどうもありがとうございました。本日は以上となります。